

ハッ場あがつま湖水面利用ルール

第1章 総則

第1条 名称

この規定は、ハッ場ダム貯水池水面利用協議会（以下「水面協議会」という）において策定されたものであり、ハッ場あがつま湖水面利用ルール（以下「ルール」という）という。

第2条 目的

このルールは、ハッ場あがつま湖において、湖の水面及び湖岸（以下「水面」という）の利用が、首都圏の重要な水源として良好な水質の確保、湖周辺の豊かな自然環境及び生態系の保全、更には利用者の安全を相互に確保した上で、水源地域の振興と活性化の推進並びに、地域住民の生活との調和を図ることを目的に定めたものである。

第3条 適用

- （１）このルールは、ハッ場あがつま湖において水面を利用する者（以下「水面利用者」という）に適用するものであり、水面利用者は、このルールを遵守する義務を負う。
- （２）このルールの適用範囲は、ハッ場ダムの堤体から、ダム湖の湛水域上流端までとする。（別図－１ ハッ場あがつま湖水面利用ルール適用範囲・区分図に示す）

第2章 利用の条件

第4条 水面利用とダム管理

全ての水面利用は、ダム堤体をはじめとする関連諸施設に支障を与えず、また、国土交通省関東地方整備局利根川ダム統合管理事務所ハッ場ダム管理支所（以下「ハッ場ダム管理支所」という）が行う、ダム管理行為の妨げにならない範囲で行わなければならない。

第5条 水面利用が可能な水位

- （１）ダム管理上の洪水期である７月１日から１０月５日までの間においては、ハッ場あがつま湖の水位が洪水貯留準備水位（標高５５５．２m）以下にある時は、利用可能とする。また、洪水貯留準備水位以上にある場合においてハッ場ダム管理支所が利用を認めた場合は、利用可能とする。
- （２）ダム管理上の非洪水期である１０月６日から翌年６月３０日までの間においては、ハッ場あがつま湖の水位が平常時最高貯水位（標高５８３．０m）以下にある時は、利用可能とする。

第6条 水面利用の禁止区域

ハッ場ダムの堤体から約２００mの位置に設置されている網場までの間は、水面利用を禁止する。（別図－１ ハッ場あがつま湖水面利用ルール適用範囲・区分図に示す）

第7条 水面利用が可能な期間及び時間

- （１）利用可能期間
通年とする。
- （２）利用可能時間
日の出から日没までの時間とする。

第8条 利用の禁止及び中止

- 次のいずれかに該当する場合には、水面の利用を禁止する。また、利用中であっても直ちに中止しなければならない。
- （１）気象庁によりハッ場ダム上流域（長野原町、嬬恋村、草津町、中之条町）に大雨又は洪水に関する注意報、警報が発表された場合。
 - （２）（１）によらず、ハッ場あがつま湖周辺において、大雨、強風、雷等の著しい気象変化により災害の発生が予想される場合。
 - （３）緊急車両が進入路を使用する場合。
 - （４）湖水面において人命救助、災害防止に関わる活動が行われている場合。
 - （５）ハッ場ダム管理支所が、気象状況等から危険と判断し、水面の利用について禁止又は、中止を求めた場合。
 - （６）ハッ場ダム管理支所が、ダム管理上の理由から進入路又は、水面の利用について禁止又は、中止を求めた場合。

第3章 利用一般

第9条 水面への進入方法及び利用

(1) 一般利用ができる水面への進入路は、下表のとおりとする。

進入路名称	入口	利用可能水位
川原湯地区上湯原進入路	上湯原地区湖面側河川管理敷地 (入口門扉あり)	標高546. 7m以上
横壁地区東中村進入路	ハッ場湖の駅 丸岩 (入口門扉あり)	標高573. 2m以上
林地区勝沼進入路	ハッ場林ふるさと公園 (入口門扉あり)	標高554. 0m以上

- (2) 進入路入口に設置されている門扉が閉鎖されている時は、水面へ進入してはならない。
- (3) 水面利用者の安全確保のため、進入路以外から水面へ進入してはならない。
- (4) 進入路の門扉の開閉は、ハッ場ダム管理支所、水面利用協議会の承認を得た者が行うものとする。
- (5) 水面利用者は、ダム管理^(※)で使用している以外の時に進入路から水面に進入することができる。ただし、ダム管理者と水面利用者間の調整により相互に安全を確認した場合は、この限りではない。

(※) ハッ場ダム管理支所が所有する、巡視船及び作業船が進入路周辺で活動を行っている時のこと。

第10条 水面の利用範囲の区分

水面利用者の安全のため、水面の利用範囲の区分は下表を基本とする。ただし、水面利用者間の調整により相互に安全を確認した場合には、この限りではない。

水面の範囲	利用区分	適用期間
ダム堤体 ～ 網場(堤体から約200m)	利用を禁止する	通年
網場(堤体から約200m) ～ 湛水上流端	観光用船舶(水陸両用バス、観光船)、手漕ぎボート等 ※手漕ぎボート等は観光用船舶航路に接近しないこと	通年
ハッ場大橋P3～P4の中間から半径67.5mの範囲	観光用船舶、手漕ぎボート等の進入を禁止する	通年

第11条 水面利用が可能な利用内容

(1) ハッ場あがつま湖において事故防止の観点から水面利用を認めるもの、認めないものの区分は、下表のとおりとする。

認めるもの	認めないもの
・水面協議会が承認した手漕ぎボート、船舶、機器 (自然環境・生態系に配慮した船舶、機器であること、また、地域の活性化に寄与するものであること) ・持ち込み利用を届け出た手漕ぎボート (利用数は最大10艇程度まで)	・左記以外の手漕ぎボート等、船舶、機器 ・燃料エンジンを使用する船舶・機器 ・遊泳 ・水質に悪影響を与える行為 ・たき火等の火気使用 ・花火(水面協議会が承認したものを除く) ・釣り(白砂川合流点上流域で漁協の許可を得たものを除く) ・ダム貯水位の低下に伴い出現した陸地部での車の走行(バイク・自転車含む)

- 上表に無い水面利用については、水面協議会において協議し決定するものとする。また、水面利用を希望する者から申し入れがあった場合は、水面協議会において協議するものとする。
- (2) 災害防止、人命救助に関わる船舶及び、ダム管理用に必要な船舶等については、(1)の定めによらないものとする。
- (3) 詳細は、別途運用を定める。

第12条 許可申請等

- (1) 水面利用者は一定期間に渡り水面を含む河川区域、湖水面への進入路、ダム管理用敷地を使用する場合、ハッ場ダム管理支所へ河川法に基づく許可申請又は、一時使用届を行わなければならない。
- (2) 水面利用者は、(1)の許可申請又は、一時使用届が必要かどうか不明の場合には、ハッ場ダム管理支所に確認するものとする。

第4章 安全管理、事故防止

第13条 利用の原則

水面利用は、全て水面利用者の自己責任において行うものとする。

水面利用者は、下記を遵守し安全と事故防止を図るものとする。

- (1) ライフジャケット等の救命具を装着しなければならない。
- (2) ダム湖の特徴として地形の凹凸による水深の急変化、高地での低水温等を念頭に置いて水面利用を行うこと。
- (3) 船舶の使用に当たっては、他の水面利用者の安全に配慮しながら慎重に操船しなければならない。
- (4) インターネット等により上流域の雨量、ダム貯水位等のリアルタイム情報を積極的に収集活用し、危険を未然に回避するように努めなければならない。
- (5) 水面において発生したすべての事故は自己責任とする。したがって事故処理費用は全額利用者負担とする。

第14条 緊急時の協力

- (1) 水面利用者は、水面又はその周辺において事件、事故、火災等を発見した場合には、関係機関に通報しなければならない。(別図－2 緊急時連絡系統図による)
- (2) 水面利用者は、緊急時において救助活動や消火活動の妨げとならないようにするなど協力しなければならない。

第15条 油の流出等

水面利用者は、水面又はその周辺において油の流出等によりダム湖の水質に影響を与えるような状況を発見した場合には、ハッ場ダム管理支所に通報しなければならない。(別図－2 緊急時連絡系統図による)

第5章 環境保全

第16条 生態系の保護

水面利用者は、動植物の捕獲採取、火気使用、エンジン音や花火等による騒音発生等、生態系への悪影響となる行為をしてはならない。

第17条 魚類生態系の確保

- (1) 水面利用者は、健全な魚類生態系を確保する必要があるため、生態系に影響があるような魚類の放流を行ってはならない。但し、計画的な放流を行う場合は、環境計画に基づき専門機関の助言の得てから行うものとする。また、放流を行う予定がある場合は、水面協議会に報告するものとする。
- (2) 水面利用者は、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(以下、外来生物法)に基づき、特定外来種に記載されている魚類(オオクチバス、コクチバス、ブルーギルなど)をハッ場あがつま湖に無許可で放流や移動をしてはならない。また、外来魚を捕獲した場合には、再放流してはならない。

第6章 環境破壊行為、迷惑行為の禁止

第18条 ゴミの不法投棄の監視、通報への協力

水面利用者は、ゴミ等を不法投棄する者を見かけた時には、長野原警察署及び、ハッ場ダム管理支所に通報するものとする。(別図－2 緊急時連絡系統図による)

第19条 迷惑行為の禁止

水面利用者は、地域住民、観光客、他の水面利用者等の公衆に対して騒音等の迷惑となる行為をしてはならない。

第20条 ゴミの持ち帰り

水面の利用に付随して発生したゴミの放置は、景観を損ねるばかりで無く、周辺に生息する生物にとって凶器となることから、必ず持ち帰ることとする。

第7章 その他

第21条 ルール違反行為

水面協議会は、このルールで定めていることに違反した者に対して、口頭又は書面により改善を求めることができる。また、繰り返しルールを守らない場合は、利用を禁止する。

第22条 施設の損傷復旧

ダム本体をはじめとする関連諸施設（進入路、湖岸法面等含む）を損傷させた水面利用者は、直ちにハッ場ダム管理支所に報告しなければならない。

また、損傷箇所は、原因者の負担により原形復旧を行わなければならない。

第23条 反社会的勢力の排除

水面利用を行うにあたっては、暴力団等反社会的勢力（以下、「暴力団等」という。）に属する者又は暴力団等と密接な関係にある者の利用は認めない。

利用者が暴力団等に属する者又は暴力団等と密接な関係にある者と判明した場合は、直ちに利用を禁止する。

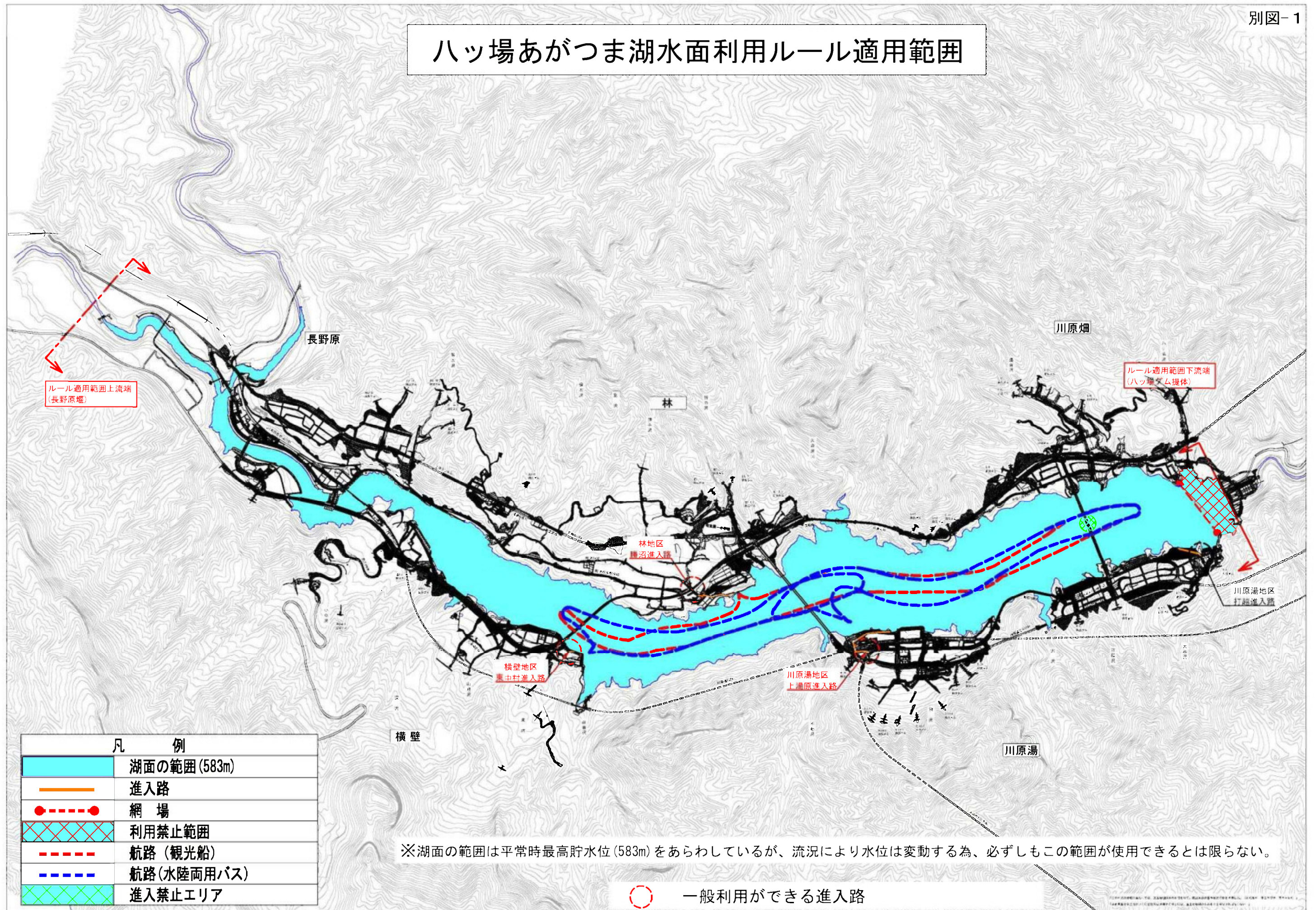
第24条 ルールの見直し変更

このルールを変更する必要がある場合は、水面協議会を開催して協議するものとする。

附則

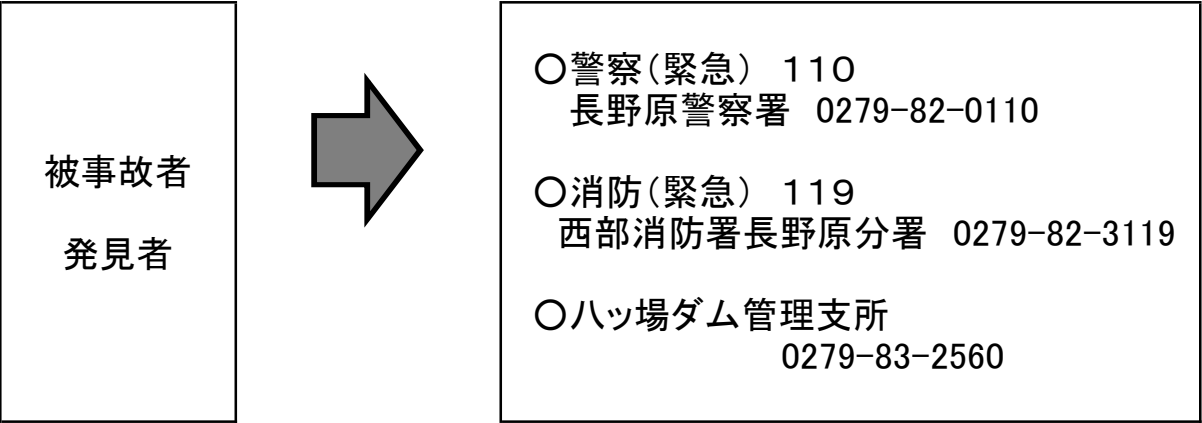
このルールは、令和2年4月1日から適用する。

ハッ場あがつま湖水面利用ルール適用範囲

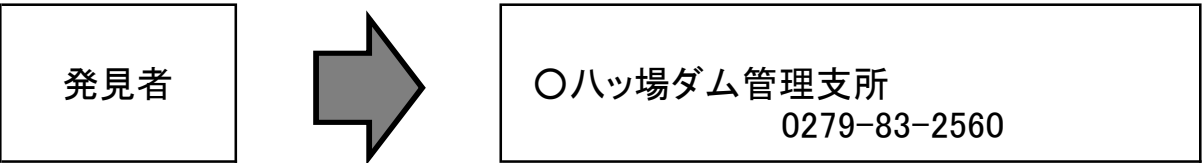


緊急時連絡系統図

◆事件、事故、火災等を発見した場合◆



◆油の流出等を発見した場合◆



◆ゴミ等の不法投棄を見かけたとき◆

